

令和8年度狩猟免許更新適性検査及び講習実施要領

山形県庄内総合支庁環境課

1 対象者

山形県内に住所を有し、狩猟免許の有効期間が令和8年9月14日で満了する方

2 期日及び場所

期 日	場 所	対象者
令和8年8月19日(水)	庄内総合支庁講堂 東田川郡三川町大字横山字 袖東19-1	主に庄内総合支庁管内(鶴岡市、三川町)在住の方
令和8年8月20日(木)		主に庄内総合支庁管内(酒田市、庄内町、遊佐町)在住の方

3 適性検査及び講習の日程

11:00~13:00		13:00~14:00	14:00~15:00	15:00~16:00
受 付	適性検査	講 習		
		法令・鳥獣の保護 管理	鳥獣の判別	猟具の取扱い

4 申し込み

(1) 必要書類等

① 狩猟免許更新申請書(押印不要)

- ・ 網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟免許のうち、2種類以上更新する方は、それぞれの免許ごとに申請書が必要です。

ただし、装薬銃とあわせて空気銃も使用する方は第1種銃猟免許のみの更新で第2種銃猟免許登録を行うことができますので、その場合は更新申請書の第1種銃猟免許「5. 空気銃」に○印を付けてください(空気銃のみの免許が必要な方は、第2種銃猟免許「6. 空気銃」に○印を付けてください)。

- ・ 更新期日が異なる複数の免許の更新期日を揃えたい場合は、更新期日前でも更新受検が可能となりますので、その場合は6問合せ先に御連絡ください。

② 写真(縦3.0cm×横2.4cm) 1枚

申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを提出してください。

③ 手数料(県証紙または電子収納)

更新1件あたり2,900円

(県証紙) 県証紙を申請書の県証紙貼付欄に過不足なく貼付してください。(割り印はしないこと)
(電子収納) やまがたe申請より納付してください。申請書の県証紙貼付欄に、電子収納した旨記載してください。

電子収納はこちらから→
(庄内総合支庁)



④ 次のいずれにも該当しない旨の診断書又は銃砲所持許可証の写し

※ なお、現に銃の所持許可を受けている方は、その許可証の写しの添付（顔写真該当部分）をもって診断書の提出に代えることができます。

- イ 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害をもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（イ及びロに該当する者を除く。）

⑤ 更新を受けようとする狩猟免許

狩猟免許を紛失した場合、転居、改姓等の場合（運転免許証、住民票の写し等の証明書類を添付してください。）は届出が必要です。

(2) 提出先

山形県庄内総合支庁環境課 環境企画・自然環境担当
〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1

(3) 提出期限

令和8年7月17日（金）必着（期限厳守のこと）

5 その他

- ・ 更新講習を受講し、適性検査に合格した方には、検査終了後に狩猟免許を交付します。
- ・ 狩猟免許更新申請書の様式は、山形県ホームページ（環境エネルギー部みどり自然課）から取得できます。

6 問合せ先

山形県庄内総合支庁 環境課 梅津
電話：0235-66-5706 / FAX：0235-66-4749